4　船舶が排出規制海域を航行している間、船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、次に掲げる限度を超えてはならない。

4.1　二千十年七月一日前については一・五〇質量百分率

4.2　二千十年七月一日以後については一・〇〇質量百分率

4.3　二千十五年一月一日以後については〇・一〇質量百分率

5　1及び4に定める燃料油中の硫黄の含有率については、第十八規則の規定により供給者が書面により証明する。

6　4の規定を遵守するために二以上の燃料油を使用し、及び3に規定する排出規制海域へ入り、又は当該海域から出る船舶は、排出規制海域へ入る前に、燃料油供給装置が4に定める硫黄の含有率を超えるすべての燃料油を完全に供給し尽くすために十分な時間をとりつつ、いかに燃料油を充塡するかについての手続文書を備えなければならない。それぞれのタンクの低硫黄燃料油の量並びに燃料油の交換作業が、排出規制海域へ入る前に完了し、又は当該海域から出た後に開始された日時及びその日時における船舶の位置は、主管庁が定める航海日誌に記録する。

7　3.2に定める特定の排出規制海域を指定する改正の後十二箇月の間は、排出規制海域を航行している船舶は、4及び6に定める要件並びに4の規定に関する限りにおいて5に定める要件を免除される。

見直し規定

8　1.3に定める基準の見直しは、同規定の基準に適合する燃料油の利用可能性を決定するために二千十八年までに終了するものとし、次の要素を考慮する。

8.1　1.3の規定に適合する燃料油の世界市場における供給及び需要であって、見直しが行われる時に存在するもの

8.2　燃料油市場における傾向の分析

8.3　他のあらゆる関連事項

9　国際海事機関は、8に規定する見直しを行うため、燃料油市場における適当な専門家並びに海洋、環境、科学及び法律の適当な専門家から構成される専門家部会を設置する。専門家部会は、締約国による決定に資する適当な情報を収集する。

10　締約国は、専門家部会が収集した情報に基づき、船舶が1.3に規定する日を遵守することができるか否かについて決定する。船舶がこれを遵守することができないことの決定が行われた場合には、当該基準は、二千二十五年一月一日に効力を生ずる。

第十五規則　揮発性有機化合物（VOCs）

1　タンカーからの揮発性有機化合物の排出は、締約国の管轄の下にある港又は係留施設において規制される場合には、この第十五規則の規定に従って規制される。

2　タンカーからの揮発性有機化合物の排出を規制する締約国は、国際海事機関に通報する。その通報には、規制されるタンカーの大きさ及び蒸気の排出を制御する装置を必要とする貨物に関する情報並びにこのような規制の効力が生ずる日を含む。当該通報は、規制の効力が生ずる日の少なくとも六箇月前に行う。

3　港又は係留施設をタンカーからの揮発性有機化合物の排出を規制する対象として指定する締約国は、国際海事機関の作成する安全基準を考慮して当該締約国が承認する蒸気の排出を制御する装置が、指定された港及び係留施設に備えられ、並びに安全に、かつ、船舶に不当な遅延を生じさせることのないように運用されることを確保する。

4　国際海事機関は、締約国が指定する港及び係留施設の一覧表を他の締約国及び同機関の加盟国の参考のためにこれらの国に送付する。

5　1の規定が適用されるタンカーは、国際海事機関が作成する安全基準を考慮して主管庁が承認する蒸気を収集する装置を備えるものとし、関連貨物の積込みの際にこの装置を使用する。この規則の規定に従って蒸気の排出を制御する装置を備える港又は係留施設は、2に規定する規制の効力が生ずる日の後三年間は、蒸気を収集する装置を備えていないタンカーを受け入れることができる。

6　原油を運送するタンカーは、主管庁が承認した揮発性有機化合物管理計画を備え、これを実施する。当該計画は、国際海事機関の作成する指針を考慮して準備する。当該計画は、それぞれの船舶について作成するものとし、少なくとも、

6.1　積込み、通航及び荷揚げの間の揮発性有機化合物の排出を最小にするための手続を書面によって行う。

6.2　原油洗浄によって生ずる追加的な揮発性有機化合物の排出について考慮を払う。

6.3　当該計画の実施について責任を負う者を特定する。

6.4　国際航海に従事する船舶については、船長及び職員の常用語で記載するものとし、当該常用語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

7　この第十五規則の規定は、積込み及び封じ込めのための装置の種類がメタンでない揮発性有機化合物を船舶において安全に保持し、又は陸上へ安全に返送することができるものである場合にのみ、ガス運搬船についても適用する。

第十六規則　船上焼却

1　4に規定する場合を除くほか、船上焼却は、船上焼却炉においてのみ認められる。

2　次の物質の船上焼却は、禁止する。

2.1　附属書Ⅰから附属書Ⅲまでに規定する貨物の残留物又はこれらに関連する汚染された包装材料

2.2　ポリ塩化ビフェニル（PCB）

2.3　附属書Ⅴに定義する廃物であって、微量でない量の重金属を含んでいるもの

2.4　ハロゲン化合物を含んでいる精製された石油

2.5　船舶上で生じたものではない汚水汚泥及びスラッジ油

2.6　排ガス浄化装置の残留物

3　ポリ塩化ビニル（PVC）の船上焼却は、禁止する。ただし、国際海事機関の型式認定証書が発給された船上焼却炉において焼却する場合は、この限りでない。

4　船舶の通常の航行中に生ずる汚水汚泥及びスラッジ油の船上焼却は、主又は補助の出力装置又はボイラーにおいても行うことができる。ただし、当該船上焼却は、港湾内及び河口内で行ってはならない。

5　この第十六規則のいかなる規定も、

5.1　千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（その改正を含む。）及び同条約の千九百九十六年の議定書に規定する禁止及び他の要件に影響を及ぼすものではない。

5.2　熱による廃棄物の処理のために設計された代替的な船上装置であって、この第十六規則に定める要件を満たし、又はこれを超えるものの開発、設置及び操作を妨げるものではない。